

長野市地域包括支援センター設置運営法人選考委員会設置要領

(趣旨)

第1 新たに設置する地域包括支援センターの設置運営候補者（以下「候補者」という。）を審査及び選考するに当たり、公平かつ適正な審査及び選考を行うために、長野市地域包括支援センター設置運営法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 選考委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域包括支援センターの設置、運営を希望する法人から提出された申請書類等の審査
- (2) 地域包括支援センターを設置、運営する法人の選考

(組織)

第3 選考委員会は、次により組織する。

- (1) 長野市地域包括支援センター運営協議会委員のうち会長が推薦する委員
- (2) 保健福祉部長
- (3) 保健福祉部介護保険課長
- (4) 保健福祉部介護保険課長が指名する職員

(委員長及び副委員長)

第4 選考委員会の委員長には保健福祉部長を、副委員長には保健福祉部介護保険課長を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 選考委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 選考委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 選考委員会の会議は、非公開とする。

(審査方法)

第6 選考委員会は、公平かつ適正な審査を行うために、次に掲げる審査を行う。

- (1) 第一次審査（書類審査）

設置趣旨及び運営方針、事業計画、職員の状況、法人の経営状況等を焦点に応募書類を審査し、第二次審査の対象となる法人（一定水準以上の法人）を選考する。

- (2) 第二次審査（面接審査）

前号により選考した法人について必要に応じて面接を行う。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、当該地域包括支援センターの設置者に応募した法人の役員等である場合には、当該候補者の審査に加わることはできない。

(選考方法)

第7 地域包括支援センターを設置運営する法人の選考に当たっては、選考委員会の委員が別表の「評価基準」に基づき評価を行い、委員の評価点の合計点数の合計が最も高い法人を選考する。

2 候補者の選考後において、候補者が地域包括支援センターの業務を遂行することが困難と認められる場合は、次順位の法人を繰り上げる。

(運営協議会への報告)

第8 委員長は、候補者を選考した場合は、その結果を長野市地域包括支援センター運営協議会に報告する。

(関係職員等の出席)

第9 委員長は、必要があると認めるときは、有識者等の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10 選考委員会の庶務は、保健福祉部介護保険課が行う。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は選考委員会が定める。

附 則

この要領は、平成24年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月10日から施行する。

評価基準

評価項目	配点	評価点
1 設置及び運営に関する事項	60	
(1) 設置の趣旨及び運営方針	(10)	()
(2) 事業計画	(10)	()
(3) 運営体制、中立性・公平性の確保の考え方、取組	(10)	()
(4) 地域との連携体制及び地域ケアの取組状況	(10)	()
(5) 介護予防の効果を高めるために必要な視点、取組	(10)	()
(6) 個人情報保護の措置	(10)	()
2 設置場所	20	
(1) センターの場所の利便性	(10)	()
(2) センターの建物の状況	(10)	()
3 職員の状況	10	
(1) 従事予定者の採用計画	(10)	()
4 法人の状況	10	
(1) 法人の経営状況	(10)	()
合計	100	